

# 熊本市私道整備補助制度について

熊本市都市建設局土木部土木総務課

## 私道整備補助制度とは

公道と同様な機能を果たしている私道について、市民の皆様が行う舗装工事や側溝等の排水施設工事等に対して工事費の一部を助成し、皆様の生活環境の改善に寄与することを目的とした制度です。

補助制度の対象につきましては、次項のとおりですが、詳細は管轄の土木センターにお尋ねください。【巻末参照】

### 【私道とは】

私道：公道以外の道路で、土地を所有している方が管理されています。

公道：道路法に規定する道路で、国や地方自治体で管理しています。

法定外公共物である道路（里道）や公法人により管理されている道路も公道に含まれます。

熊本市では、市道及び指定都市移行に伴い移譲を受けた国道、県道を含めて3,780キロメートル（令和元年4月1日現在）の道路を維持管理しています。



## 補助対象となる私道

補助対象となる私道は、次の要件を満たすものです。

- 一般交通の用に供されていること。
- 所有者の異なる3棟以上の敷地の出入りに利用されており、かつ、その状態となって3年以上経過していること。
- 所有者の異なる複数の土地（公道及び私道に係る土地を除く）が接していること。
- 工事施行箇所の私道幅員が1.8メートル以上あること。
- 工事施行箇所の土地の所有者の承諾書が得られていること。

上記要件のほか、補修工事については工種等により定めた基準を満たす必要があります。

## 補助金の額

補助金の額は、『市基準単価による基準工事費』と『業者見積もりによる工事費』を比較し、安価な方の75%となります。

施工業者との契約額から補助金の額を差し引いた額が皆様の負担額です。

また、算出した額が250万円を超えるときは250万円とし、10万円未満のときは、補助金は交付されません。

## 補助までのながれ

### 事前相談

まずは管轄の土木センター、地域整備室へご相談ください。

私道の利用状況、権利関係などをお聞きしたうえで、担当職員が現地調査を行い、補助対象となるかどうかを連絡します。

### 申請

担当職員から補助の対象となる旨の連絡があったら、承諾書などの添付書類をそろえて申請書を提出していただきます。

私道の土地所有者等が2人以上となる場合には、代表者を選定し申請者として下さい。  
申請者となった方は担当職員や施工業者との打合せ、契約、工事などを行う共同施工代表責任者となります。

申請者



## 補助金交付決定

提出された申請書類の内容審査後、補助金交付（不交付）決定通知書により補助金交付の可否を申請者へ通知します。

## 工事着工

補助金交付決定の通知があったら、施工業者と契約書を取り交わし、工事に着工してください。



## 工事完了検査

工事が終わったら、工事完了届、施工業者に全額支払われた工事代金領収書の写し、工事請負契約書の写し、その他の必要書類を提出してください。工事完了検査を行います。

## 補助金の交付

工事完了検査に合格したら、申請者の口座へ補助金が振り込まれます。

## 整備された私道の維持管理

私道の維持管理は地元の皆様で行ってください。

補助金交付を受けた私道は、整備後10年は補助対象となりません。

地元の皆様で協力して、末永くご利用いただくようお願いします。



## 必要書類

### 申請時に必要な書類

- 私道整備（補修）補助金交付申請書
- 承諾書
- 私道整備（補修）工事及び口座振込同意書並びに共同施行代表責任者選任書
- 私道整備（補修）工事実施計画書
- 公図の写し
- 地権者調書（登記事項証明書〔全部事項〕）
- 位置図（住宅地図等）
- 工事計画平面図、標準断面図、標準構造図
- 見積書
- 私道現況写真（着工前写真）
- 振込口座の写し

### 工事着工時に必要な書類

- 私道整備（補修）工事着工届
- 契約書の写し
- 排水接続等による管理者の許可等が必要な場合はその許可書等の写し

### 工事完了時に必要な書類

- 私道整備（補修）工事完了届
- 精算報告書
- 工事工程写真
- 工事代金領収書（請負者から共同施行代表責任者あて）の写し及び工事請負契約書の写し

使用する印鑑は、1個人につき1種類でお願いします。（認印可）  
上記以外にもご提出いただく書類が発生する場合がございます。

## お問い合わせ

私道整備補助に関する相談は、土木センターへ

- |             |                         |
|-------------|-------------------------|
| ・ 中央区土木センター | 0 9 6 - 3 5 5 - 2 9 3 6 |
| ・ 西区土木センター  | 0 9 6 - 3 5 5 - 2 9 3 7 |
| ・ 東区土木センター  | 0 9 6 - 3 6 7 - 4 3 6 0 |
| ・ 南区土木センター  | 0 9 6 - 3 5 7 - 4 1 5 4 |
| ・ 北区土木センター  | 0 9 6 - 2 4 5 - 5 0 5 0 |

